

松木晶裕局長

御起立願います。礼。御着席ください。

ただいまから、第 159 回松山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員会の委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会でありまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、市長が招集したものでございます。

それでは開会に当たりまして、松山市副市長、梅岡伸一郎から御挨拶を申し上げます。

梅岡伸一郎副市長

皆さん、こんにちは。御紹介ありました梅岡でございます。

本日、市長の方が別の会に出ておりまして、出席ができません。市長より御挨拶を預かっておりますので、私の方で代読をさせていただきます。

第 159 回松山市農業委員会総会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

この度の改選で農業委員に就任されました 24 名の皆様には、心からお喜びを申し上げます。

また、日頃から松山市の農政を初め、市政全般にわたり特別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

この後、農業委員会が 24 名の農地利用最適化推進委員を委嘱することにより、改正農業委員会法に基づく新体制での、農地利用の最適化に向けた活動が始まります。

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害の拡大など、乗り越えなければならない多くの課題に直面しています。

中でも、食料の安定供給は、国民生活の最も重要な基盤であることから、国内農業を守り、持続可能で自立した農業構造の実現を最優先課題としなければなりません。

松山市でも、重要な産業である農業の活性化が急務となっており、担い手への農地利用集積や、経営所得の安定、耕作放棄地の防止、中山間地域等の対策など、細かな施策を進めています。

そこで、委員の皆様には、著しく移り変わる社会情勢の中で、農業者の代表として農地利用の最適化を進めるため、さまざまな問題に積極的に取り組んでいただくとともに、農業者の声を受け止めた政策立案など、農業者の公的な代表機関として各種施策に御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

終わりに、農業委員会の今後ますますの御発展と、委員の皆様の御活躍を心からお祈り申し上げて、御挨拶とさせていただきます。平成29年7月20日、松山市長、野志克仁。代読でございます。

本日はまことに御苦勞でございました。

松木晶裕局長

どうもありがとうございました。

続きまして、御来賓の松山市議会議長、栗原久子様より御祝辞をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

栗原久子市議会議長

松山市議会議長の栗原久子でございます。

挨拶に先立ちまして、今般の九州北部豪雨災害において、お亡くなりになられた方々の御冥福と、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧、そして復興をお祈りいたします。

さて、本日ここに、第159回松山市農業委員会総会が開催されるに当たり、市議会を代表してお喜びを申し上げます。

御参会の農業委員の皆様におかれましては、常日頃から本市の農業振興並びに市政各般にわたり、温かい御支援、御協力をいただいておりますことに、御礼申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く環境は、農業就業者の高齢化や担い手不足、農業所得の減少、荒廃農地の増大、鳥獣による被害拡大など、多くの課題を抱えています。

加えて、TPPに関する問題など、非常に先の見通しが立ちにくい状況が続いています。

このような中、政府は、農業競争力の強化や、地域の農林水産業の活力向上を推進しており、また、農地法等に基づく許認可事務を主要事務としてきた農業委員会においては、法の改正によって、農地等の利用の最適化の推進が強化され、新たに、農地利用最適化推進委員が設置されたところであります。

今回、農業委員の選出方法が公選制から任命制に変更され、初めての総会とお聞きしております。どうか農業委員の皆様におかれましては、農業の成長と産業化の実現や、担い手が将来にわたって意欲や希望を持って農業に取り組むことができる環境づくりなど、今後ともそ

<p>松木晶裕局長</p>	<p>の豊富な知識や経験を生かし、本市農業の発展に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>市議会といたしましても、国の農業政策の動向を注視しながら、地域農業の保全発展のため、皆様の活動を精一杯支援してまいりたいと考えております。</p> <p>結びに、本総会の大きな成果を上げ、実り多い場となりますようお祈りをいたしますとともに、御参会の皆様のみずみずの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます、私の祝辞といたします。</p> <p>本日はまことにおめでとうございます。(拍手)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ここでお知らせいたします。梅岡副市長、栗原市議会議長様におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席をいたします。どうぞ拍手でお送りください。(拍手)</p> <p>〔副市長・市議会議長退席〕</p>
<p>松木晶裕局長</p>	<p>議事に入ります前に、前の席の配置がえをいたしますので、しばらくお待ちください。</p> <p>〔議長席をつくる〕</p>
<p>松木晶裕局長</p>	<p>それでは、ただいまから議事に入ります。</p> <p>総会の議長は、総会規則第5条により会長が務めることになっておりますが、本日の総会は、松山市農業委員会の農業委員の任命後、最初の総会でありますので、会長が決まるまでの間、会議を円滑に運営するため、出席委員のうちから臨時議長の選出をお願いします。従来、年長の委員が臨時に議長の職務を行っておりますが、いかがいたしましょうか。(拍手)</p>

御賛同をいただきありがとうございます。出席委員中、正岡地区の村上光夫委員が年長の委員でありますので、村上委員にお願いしたいと思っております。

〔村上光夫委員が臨時議長として議長席に着席〕

村上光夫委員

皆さん、こんにちは。

私も長い間、この農業委員を何十年とやってきております。その中で今日、初めて市長の主催で委員会が開催されました。これも一つの安倍さんの農政改革の一つなのであるかと思っておりますので、一つこれから私なりに、この新しい会長が決まるまで音頭を取らせていただきたいと思いますので、何分皆さん方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それではまず、仮議席は五十音順にしてありますので、御了承をお願いいたします。

次に、議事録署名人の選任であります。臨時議長に御一任を願えましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上光夫委員

どうもありがとうございました。それでは、東中島地区の村上博明委員と、立岩地区の西垣政美委員の御両名にお願いします。

では、ただいまから議事に入ります。最初に、「会長及び会長代理者の選任について」を議題といたします。

本日は初めて農業委員に任命された方もいらっしゃいますので、委員の皆様、会長の職務に関することや会長の選出方法について事務局から説明をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上光夫委員

それでは、事務局の説明を求めます。

渡部純三主幹

はい。農業委員会事務局主幹の渡部でございます。よろしく申し上げます。私から、会長の職務に関することや、その選出方法について御説明したいと思います。

農業委員会等に関する法律第5条第3項には、会長は会務を総理し、委員会を代表すると定められています。

会長の職務の主なものとしたしまして、先ほどの会務に関する事については、本日の総会等の会議の招集、議事について可否同数である場合の採決権があること、四国県都四市や県内11市の会長会議、愛媛県農業会議の常設審議委員会での議案の審議などがあります。

また、事務の総括や整理に関しては、事務局職員への指揮・命令や、法に基づいた各種証明書の交付等に関する事務の専決処理があります。

そのほかにも、農業委員会の事務や会務を総括するだけでなく、松山市の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定すること、他県や他市町の農業委員会との連携・協力、地域の農業者の声をとりまとめて、松山市の農業施策の改善や地域農業の活性化につなげるために市や県等の行政機関へ提言、要望するといった、松山市の農業者の代表者として、対外的にも非常に重要な役割を担っています。

次に、会長の選出方法について御説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条第2項で、「会長は、委員が互選した者をもつて充てる。」とされています。この「互選」とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うという意味です。委員が相互に選挙するということは、選挙権者の全て、すなわち、現在農業委員である全ての委員の皆様がこれに参加する機会を与えられているということであり、投票によって行われるのが原則です。

しかしながら、例えば、委員の中から選考委員を選び、選考委員が協議して決めた委員を会長に推薦するといった、指名による推薦で会長が選出される方法も、法律上認められています。

ただし、指名による推薦で選出する場合は、あくまでも全会一致の場合に限ります。つまり、全会一致でなければ、成立いたしません。

それと、先ほど御説明しました投票の方法についてですが、これは、あくまでも互選による投票ですので、一般の選挙のように誰か立候補して、例えば、2名とか3名とかの中から選ぶというような選挙

	<p>ではございません。現在、24名の委員の皆様がいらっしゃいますが、皆様全てが会長を選出するための選挙権を持っています。なおかつ、被選挙権もその24名に与えられなければ、互選とはなりませんので、皆様がそれぞれを選び合うという投票の形になります。</p> <p>ただ、新任の委員の皆様にとりましては、選挙といたしましても誰に投票していいのか全くわからないといったこともあるかと思えます。</p> <p>そこで、立候補という形をとった場合には、被選挙権のある24名全員から御意見を聞かなければならないということになりますが、そうなるあまりにも時間がありませんので、例えば、どうしても選挙の前にお話をしたいという方がいらっしゃいましたら、その方の自己紹介や意気込みも含め、3分程度で手短にお話しいただくのであれば可能かと思えますので、臨時議長、立候補を希望される方からのお話をいただく時間を設けるか否かについて、委員の皆様にお諮りいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
村上光夫委員	はい、事務局から説明が終わりました。これについて質問ございませんか。
渡部泰明委員	議長。
村上光夫委員	はい。
渡部泰明委員	<p>今、事務局から説明がありましたけれども、この24名中10名の方が新しい方なんですよね。それで、多分その10名の方は今までお会いしたこともないし、お顔もわからない、考え方もわからない、そういうふうな方がいらっしゃる初めての会ですから、やはり、私も含めて、我はと思わん者が所信の一端を述べさせていただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
村上光夫委員	はいはい、わかりました。

	<p>それでは、希望者は、抱負を述べていただきたいと思います。3分ぐらいでとどめていただきたいと思います。おりませんか。</p>
渡部 泰明 委員	議長。
村上 光夫 委員	はい、どうぞ。
渡部 泰明 委員	<p>失礼します。和気の渡部泰明と申します。</p> <p>昨日まで農業委員として6年間務めさせていただきました。まだやり残したといえますか、自分で十分納得できるところまでいっておりませんので、この際もう一期やらせていただこうということで、今回委員にさせていただきました。</p> <p>そこで、農業委員会法が昨年4月に改正になりました、先ほどお話もありましたように、委員の選考方法も変わりました。</p> <p>したがいまして、法律が変わった以上、それに従事する、法律を運用していく我々がむしろ法律に先んじて変わっていかなければならない。従来のことを踏襲してやっていたのでは、今までと何も変わらない。そういうふうなことから、新しい制度になったこの機会を捉えて、我々は頑張ってみたい。</p> <p>といいますのも、法律の目的にありますように、農地利用最適化の推進、これらは現実問題として我々がやれる、やればできる方策だと考えておりますし、そういうふうなことも含めて、皆様方と力を合わせて、この県都松山の農業委員会の活性化に向けて頑張りたいと思っておりますので、今日新しく選任されました委員の皆様方に、何とぞよろしく御支援いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上でございます。ありがとうございました。</p>
村上 光夫 委員	ほかにおりませんか。
松下 長生 委員	議長、私もいいですかね。

村上光夫委員	はい、どうぞ松下委員。
松下長生委員	<p>自席から失礼します。私も今、言わんとすることはほとんど同じだと思うんですけど、堀江から選出されております、土地改良区の理事長、土地改良協議会の会長、松山市土地改良事業協議会の会長の方から選ばれております、松下長生、67歳です。</p> <p>今までの農業委員会はですね、私も4期でこの間、知事表彰をいただきましたんですが、農地部会でもなかなか地区の話が出なくてですね、ぜひこれからは、何回に一回を、地元の委員方にまずは出て話をさせていただきたい。今まで特別な人が結構話をしていたという経緯がありましたので、そういう形のないように、これからは進めていければなど、このように思っております。</p> <p>また、基本的な国のあり方であり、愛媛県の中の松山市でありますので、松山市の農業委員会の、基本的な本当の農地の、先ほども言っております、農地の適正なる推進に向かって進めていくことが、一番大事なことではないかと思っております。</p> <p>それと、もう一つは、前々から思っと思ったんですが、農業委員会等が独自にいろんなことをやるということも必要であります、農業委員会と、それから、やはり私たちも農地管理しておりますので、土地改良区もしくは農林水産課、それからほかの各課、そういう所とですね、それとまた市長部局と連携がとれて、そして、松山市の方がこの農業委員会に対して、もっともっと見識を持つような形の会に、私であれば持っていききたいなど、このように思っております。</p> <p>3分間たったんで、もっともっと言いたいことはたくさんあるんですが、以上で終わらせていただきます。よりよい松山市の農業行政をやっていくために、頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。失礼します。</p>
村上光夫委員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ほかに希望者おりませんか。</p> <p>〔希望者なし〕</p>

村上光夫委員	ほかにないようでございましたら、お二人から希望が出ております。したがいまして、これは投票ということになりますので、その具体的な説明を事務局でお願いいたします。
片山剛主査	はい、失礼いたします。投票方法について御説明いたします。今回の総会における……。
松下長生委員	議長、すみません。
村上光夫委員	はい。
松下長生委員	すみません。私が投票をお願いしたわけではなくて、多分、渡部委員も投票をお願いしたわけではなくて、一応、主義の一端を述べた上で、各地区の方々に選んでいただきまして、そして、それぞれの立場で推薦していただければなど、このように思っておりますので、投票で選ばれると思って伝えたのではございませんので、お伝え申し上げます。
藤久壽基次長	議長、よろしいですか。
村上光夫委員	はい、どうぞ。
藤久壽基次長	事務局次長の藤久です。 先ほど事務局から説明させていただきましたとおり、推薦、指名推薦ということになりますと、全会一致でなければならないという大原則がございます。今、最低お二人が立たれておられるわけですから、全会一致ということにはならない。ですから、投票という形しかございませんので、御理解いただいたらと思います。

村上光夫委員	<p>松下委員、御理解できましたか。</p> <p>今、お二人が希望したわけでございまして、それに対する抱負を述べていただいた次第でございます。</p> <p>よって、今事務局の説明がございましたように、投票で決めるよりほかに道がございませんので、ただいまから投票に移りたいと思います。事務局の準備を願います。</p>
片山剛主査	<p>失礼いたします。今回の総会における投票方法、また無効投票、同一氏名者等に対する投票の効力について御説明します。</p> <p>まず、投票方法について御説明いたします。投票は、単記無記名で行います。</p> <p>次に、所定の投票用紙を用いてないもの、投票用紙に二人以上の氏名を記載したもの、互選される資格のない者の氏名を記入したもの、白紙で投票したものは、無効とします。</p> <p>投票における同一氏名者等に対する投票の効力については、判断基準の根拠は、投票された人が特定できるかどうかです。</p> <p>よって、委員に同姓、あるいは同名の委員がいなければ、姓だけ、あるいは名だけしか記入していないものも有効といたします。</p> <p>無効の例の一つとしては、「松山太郎」、「松山次郎」と、同姓の委員がいる場合、「松山」と、姓だけしか記入していない投票は、特定できないため無効といたします。今回は、同姓の方、村上博明委員、村上光夫委員がいらっしゃいます。</p> <p>二つ目は、「愛媛太郎」、「松山三郎」がいる場合、「愛媛三郎」と、姓と名を混合して記入している投票は、特定できないため無効といたします。</p> <p>なお、単純な誤字・脱字は、特定できれば有効といたします。</p> <p>以上のことから、同姓の委員がいらっしゃいますので、投票用紙の記入については、お手元配布の委員名簿を参考に、姓と名をフルネームで記入していただきたいと思います。</p> <p>その他、代筆を希望される方がいらっしゃいましたら、お知らせください。</p> <p>説明は以上です。</p>
村上光夫委員	事務局の説明が終わりました。

	<p>ほかに質問ございませんか。</p> <p>〔質問なし〕</p>
村上光夫委員	<p>ないようでございますので、会議室の閉鎖を命じます。</p> <p>〔会議室閉鎖〕</p>
村上光夫委員	<p>ただいまの出席委員数は 24 名でございます。投票用紙を配布いたします。</p> <p>〔投票用紙配布〕</p>
村上光夫委員	<p>投票用紙の配布漏れはありませんか。</p> <p>〔配布漏れなし〕</p>
村上光夫委員	<p>配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせていただきます。</p> <p>〔投票箱点検〕</p>
	<p>異常なしと認めます。</p> <p>念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。単記無記名とは、選挙の際に、記入者名のない用紙に、候補を一人だけ定めて記入し投票することです。有効投票数のうち、最多得票者を当選といたします。</p>

	<p>なお、同数の場合は、くじ引きといたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。</p> <p>〔各委員投票、投票用紙の回収〕</p>
村上光夫委員	<p>投票漏れはありませんか。</p> <p>〔投票漏れなし〕</p>
村上光夫委員	<p>投票漏れなしと認めます。投票を終了いたしましたので、会議室の閉鎖を解きます。</p> <p>〔会議室開鎖〕</p>
村上光夫委員	<p>ただいまから、開票を行います。立会人に青井和子委員、中崎克典委員、森山邦雄委員のお三方によりしくお願いいたします。</p> <p>〔開票〕</p>
村上光夫委員	<p>選挙の結果、事務局より発表していただきます。</p>
片山剛主査	<p>失礼いたします。選挙の結果を報告いたします。投票総数 24 票。これは、先ほどの出席委員数に符号いたしております。そのうち有効投票 23 票、無効投票 1 票。有効投票中、渡部泰明委員 16 票、松下長生委員 7 票、以上のおとりであります。</p> <p>したがって、渡部泰明委員が当選されました。(拍手)</p>

村上光夫委員	<p>ただいま報告がございましたように、渡部委員が会長に当選いたしました。本席から当選を告知いたします。</p> <p>会長に当選されました渡部委員の御挨拶があります。</p>
渡部泰明会長	<p>失礼いたします。和気の渡部泰明でございます。</p> <p>先ほどは、選挙で委員の皆様方の御推挙を多数いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>この松山市の農業委員会会長を務めるということは光栄でありますけれども、責任の重大さ、これは十分理解をしております。皆様方に選んでいただいた以上、期待を裏切らないように、また、松山市農業委員会の前進を精一杯務めてまいりたいと思います。今後ともどうかよろしく御声援のほどをお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）</p>
村上光夫委員	<p>以上をもちまして、臨時議長の職務は終わりました。皆様方の御協力を感謝いたします。</p> <p>渡部泰明会長、議長席にお着き願います。（拍手）</p> <p>〔渡部泰明会長が議長として議長席に着席〕</p>
松木晶裕局長	<p>ただいまから、引き続き議事に入りますが、総会の議長は、総会規則第5条により会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>それでは、次に「会長代理者の選任について」を議題といたします。この会長代理の選出方法でありますけれども、私の方に一任願えますでしょうか。（拍手）</p> <p>ありがとうございます。それでは、多数の皆様方の御支持と見受けられますので、私の方から会長代理を指名させていただきます。会長代理には、北条から出ておられます、中川均委員にお願いをしたいと思います。</p>

	<p>中川委員の私の選任の理由は、3年間、私とともに農地部会の部長代理として非常に力を発揮していただいて、私を支えていただきました。そのような理由で、今後3年間、また二人三脚でこの会を盛り立てていきたいと思っておりますので、中川委員を指名させていただいたわけでございます。</p> <p>皆さん、それでよろしいございましょうか。(拍手)</p> <p>ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。</p> <p>中川委員こちらで、自己紹介いたしますか、挨拶お願いできますか。</p>
中川均会長代理	<p>中川でございます。</p> <p>3年間、渡部農地部会長と一緒に、農地部会の運営につきまして、渡部部会長の指導で務めてこられました。</p> <p>今度は法改正がありまして、農地部会がなくなって全体の総会ということで、いろんな諸議案をやっていくそうでございます。渡部会長と一緒に、一所懸命やっていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。どうかよろしくお願い致します。(拍手)</p>
渡部泰明会長	<p>どうもありがとうございました。どうかよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。選任の方法について、事務局から説明をお願いします。</p>
松木晶裕局長	<p>御説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと定められております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第9条並びに同法第19条の規定により、本年4月3日～同月28日の間、松山市広報紙及び松山市ホームページに掲載し、広く募集を実施いたしました。募集の結果、委員の定数24名に対し、定数を上回る30名の応募がありました。</p>

	<p>去る5月26日に、松山市農業委員会の委員候補者評価委員会を開催し、お手元の候補者一覧表に記載の方々を、推進委員の候補者として評価をさせていただきました。</p> <p>これより、一覧表に記載の候補者に関する経歴等を、簡単にお一人ずつ紹介させていただいた後、推進委員への就任に御同意いただけるか、御審議いただきたいと考えております。</p> <p>なお、御同意をいただきました候補者の皆様につきましては、来る8月4日に、会長から、農地利用最適化推進委員の辞令書を交付していただく予定となっています。</p> <p>以上です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局の説明が終わりました。今の説明のような方法でいかがでしょうか。(拍手)</p> <p>はい、ありがとうございます。異議なしと認め、ただいまから、推進委員候補者の経歴等に関して、事務局からの説明の後、委員の皆様にお諮りをいたしたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
松木 晶裕 局長	<p>失礼します。お手元の資料、「農地利用最適化推進委員の選任について」、こちらの方をごらんください。</p> <p>五明地区、中野泰、年齢は59歳。五明地区まちづくり協議会からの推薦でございまして、現在、五明地区まちづくり協議会会長、菅沢町区長をされております。</p> <p>伊台地区、重松一広、年齢は67歳。伊台土地改良区からの推薦でございまして、現在、伊台土地改良区理事、そして、元農業委員でございまして。</p> <p>小野地区、敷村光良、77歳。水沢町土地改良区の推薦でございまして。元株式会社井関農機にお勤めの方でございまして。</p> <p>小野地区、仙波正幸、年齢は59歳。平井町土地改良区の推薦でございまして、現在、平井町土地改良区理事、認定農業者で、元農業委員でございまして。</p>

久米地区、塩見喜録、年齢は71歳。久米地区土地改良区からの推薦でございます。松山市・東温市共有山林組合議員、また、元久米地区土地改良区理事でいらっしゃいます。

石井地区、西岡洋司、年齢は55歳。石井地区総代会からの推薦でございます。西石井土地改良区理事、認定農業者、そして、JA松山市青壮年部委員長をしておられます。

桑原地区、江戸貴幸、年齢は68歳。桑原地区区長会からの推薦でございます。現在、畑寺土地改良区の理事でございます。元えひめ中央農協職員でございます。

拓南地区、白石研策、年齢は76歳。中村水利組合からの推薦でございます。現在、松山市議会議員でございます。元農業委員でございます。

余土地地区、池田功、年齢は72歳。余戸土地改良区からの推薦でございます。現在、余戸土地改良区代表監事をされております。元農業委員でございます。

垣生地区、木村政寛、年齢は64歳。土屋孝雄、武市敏治、小野山満の3名による個人推薦でございます。元垣生土地改良区理事でございます。

新浜地区、熊田誠一、年齢は76歳。新浜土地改良区からの推薦でございます。新浜土地改良区理事、元えひめ中央農協の職員でございます。

興居島地区、山内耕太郎、年齢は66歳。えひめ中央農協由良支部からの推薦でございます。えひめ中央農協由良支部長でございます。

久枝地区、渡部孝志、年齢は68歳。久枝土地改良区からの推薦でございます。現在、安城寺町土地改良区理事をされております。

堀江地区、渡部誠、年齢は62歳。松下長生、井上順三、和田富男3名の個人推薦でございます。松山市堀江町土地改良区庶務をされております。元農業委員でございます。

潮見地区、宮内光樹、年齢は60歳。平田町水利組合からの推薦でございます。えひめ中央農協経営管理委員でございます。

久谷地区、武智淳一、年齢は70歳。久谷地区総代会からの推薦でございます。元坂本地区土地改良区理事でございます。

久谷地区、永山伸二、年齢は77歳。久谷地区総代会からの推薦でございます。元荏原公民館館長、元津吉町総代でございます。

	<p>北条地区、松岡長茂、年齢は73歳。北条辻土地改良区からの推薦でございます。現在、北条辻土地改良区監事、元えひめ中央農協常務であります。元農業委員でございます。</p> <p>北条地区、伊田稔、年齢は69歳。北条土地改良区からの推薦でございまして、現在、北条土地改良区理事長でございます。</p> <p>浅海地区、尾上和紀、年齢は77歳。浅海地区区長会からの推薦でございまして、元味栗区長、元北条市役所職員でございます。</p> <p>河野地区、中屋英俊、年齢は67歳。河野地区区長会からの推薦でございまして、現在、夏目区長、認定農業者でございます。</p> <p>粟井地区、松本茂樹、年齢は61歳。粟井地区連合区長会からの推薦でございまして、元苞木区長でございます。</p> <p>東中島地区、吉岡勝利、年齢は65歳。中島総代会からの推薦でございまして、元神浦総代でございます。</p> <p>西中島地区、岡田泰人、年齢は68歳。中島総代会からの推薦で、元畑里総代でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がございました。</p> <p>それでは、委員の皆様にお諮りいたします。お手元の一覧表に記載しております推進委員の候補者については、選任に御同意いただけますでしょうか。いかがでしょうか。(拍手)</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、異議なしが多数でございますので、この一覧表のとおり推進委員として委嘱いたしたいと思っております。</p> <p>なお、先ほどお諮りいたしました結果、定数24名の農地利用最適化推進委員に決まりましたので、24名を委嘱いたしたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>続きまして、「その他」についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

加藤喜三主任

事務局の方から、まず、規則等の改正及び互助会の件につきまして、御説明いたします。お手元の「規則等の改正（案）」の冊子と、「新旧対照表」をごらんください。

松山市農業委員会では、その組織体制の構築と適正な活動の推進のため、規則等を制定しております。その中で、事務的な修正を除き、本日改正に際して承認を求める規則等について二つ、要点を絞って御説明いたします。

まず、新旧対照表 1 件目の「松山市農業委員会規程」についてです。この規程は、松山市農業委員会の運営及び所掌事務遂行上、必要な事項を定めることとしております。

その中で、第 2 条の役員会の構成者については、会長と会長代理のほか、従来は部会長及び部会長代理者となっておりましたが、今回の改選から部会が廃止となったことに伴い、部会長及び部会長代理者に代わり、農業委員及び農地利用最適化推進委員のうちから会長が指名する者を、役員会の構成員としようとする案となっております。これは、前任の役員会において議論されました案でございます。その人数につきましては、会長 1 名、会長代理 1 名、そのほか会長が指名する者としてこれを「幹事」と呼びまして、農業委員から 2 名、農地利用最適化推進委員からも 2 名、合計 6 名としようとするものです。

このほか、農地部会長・農政部会長職の廃止に伴い、それぞれの公印につきまして廃止となります。

以上が、松山市農業委員会規程に関する主な変更点です。

次に、互助会に関しまして、御説明いたします。農業委員互助会は、委員相互の研修と親睦を図るため、昭和 51 年 2 月に発足したもので、委員在任期間中 3 カ年を区切りとし、毎月の報酬から 1 名当たり会費 2,000 円を差し引き、積み立てておき、会員の研修及び療養見舞金等に支出しております。

なお、委員改選時には、余剰金は精算することとなっております。

この互助会につきましても、お手元の新旧対照表中、互助会会則をごらんください。

まず、農地利用最適化推進委員が新たに会員となることから、会則名を「農業委員互助会会則」から「農業委員会互助会会則」に修正しております。

また、第 4 条の役員会の構成について、先ほど農業委員会規程の時に申し上げた役員の数になぞらえ、副会長が 2 名から 1 名となっております。

	<p>るほか、幹事及び監事には、農業委員及び農地利用最適化推進委員から会長が指名する者が就任することとしております。</p> <p>なお、従来から、互助会役員の構成員は、農業委員会の役員会の構成員が務めております。</p> <p>新旧対照表の最後についております「農業委員会互助会互助規程」につきましては、療養見舞金等の内容について記載しており、その金額等につきましては変更を予定しておりません。</p> <p>これら修正後の案は、「規則等の改正（案）」に掲載しております。今説明のなかった規則等につきましても掲載しておりますので、合わせてごらんください。</p> <p>規則等の改正及び互助会の件について御賛同いただきたく、御説明いたしました。以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から、規則等の改正及び互助会についての説明がありました。皆様、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認めます。「規則等の改正」の後ろに「(案)」がついておりますけれども、「(案)」の部分の消していただいて、正式な規則の改正といたします。</p> <p>続いて、事務局からあと1点説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>私からは、地区審査の実施について御連絡をさせていただいたらと思います。</p> <p>松山市では長きにわたり、農地法関係の許可申請、例えば耕作目的の農地法第3条の許可申請、転用目的の4条・5条の許可申請、小作解約の18条の申請等につきましては、原則、毎月18日を締切日とし、提出のあった許可申請について、総会で審議する前に、申請地の地元で、地元委員の地区審査を行っており、おおむね、その締切日の</p>

	<p>月末に行っております。7月18日締切りだったら7月の末に地区審査を行う、というような流れです。</p> <p>地区審査は、法的に位置づけられているものではありません。絶対に法的にやらなければならないとは定められておりませんが、申請者と直接出会い、申請内容の詳細を確認することにより、より確実な状況判断が行え、必要な指導も行え、さらには不適切な申請の防止にもつながることから、松山市農業委員会の決定事項として、長く実施してきたものでございます。</p> <p>ただ今回は、農業委員会法が改正され、農業委員会の体制も大きく変更されておりますので、ここで一度、今後も引き続き実施していくかどうかについて決定をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から、地区審査の実施について説明がありました。ここで皆様何か、御質問とか御意見等がございましたら、お受けをいたします。何かございませんか。</p> <p>〔質問等なし〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>ないようでしたら、今事務局から説明をいたしましたとおり、今後も引き続き実施することについて、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。今後も引き続き地区審査を実施いたしますので、委員の皆様方、どうかよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、続きまして事務局からもう1点、説明をお願いいたします。</p>

藤久壽基次長

はい、ありがとうございます。今後も引き続き地区審査を実施することですので、さらに御連絡させていただきます。

先ほどの説明のとおり、地区審査はおおむね締切月の末頃に行っておりますので、今月はたちまち来週にも実施しなければなりません。

そこで閉会后、今月申請書の提出のあった地区の担当者がお伺いして日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、同時に、申請書の提出のない地区についても、今後、日程調整をどの委員とさせていただくかについても、決めさせていただきたいと思います。

ただ、これお願いなんです、この日程調整につきましては、短期間の中で他の地区との調整、会場の調整、担当事務職員の調整など、非常に厳しい面がありますので、できれば地区の農業委員お一人とさせていただければ、事務局としては非常に助かりますので、よろしく願いいたします。

なお、事務局の地区担当職員につきましては、お手元にお配りしている地区担当表のとおりでございます、こうした日程調整は、許可申請があった場合は毎月行いますので、よろしく願いいたします。

次に、それぞれの委員が行う許認可業務の地区内管轄区域の決定についてでございます。本来なら本日決められればいいのですが、推進委員がおられませんので、8月4日、全委員が集まる機会がございますので、そこで決めさせていただきたいと思います。その要領などは、当日説明をさせていただきます。

なお、本日～8月4日の約2週間は、全て決定するまでの例外措置として、各種事務処理の全件を、全件といってもそんなに多く出ることはないんですけれども、農業委員と事務局職員で対応させていただきたいと思っておりますので、御協力をお願いできればと思います。

以上でございます。

渡部泰明会長

ありがとうございました。

それでは今、藤久次長の方からお話もありましたけれども、今月の地区審査はもう日程も迫っておるようですので、この後、地区審査の日程等について、事務局が調整をさせていただきたいということになりますので、よろしく御協力のほどをお願いを申し上げます。

あと、事務局まだございますね、説明が。はい、どうぞ。

<p>加藤喜三主任</p>	<p>引き続き失礼いたします。</p> <p>それでは、公務災害共済制度について説明させていただきます。本制度は、全国農業会議所が推進しているものです。委員が公務中に不慮の事故で死亡または入院した場合などに、保険金が支払われる制度で、各市町村の農業委員を対象にしております。</p> <p>松山市農業委員会につきましても、委員全員が、一人当たり一口の御加入をいただいております。保険期間については1年間です。</p> <p>なお、掛け金は一口1,000円で、保障額は死亡時430万円、その他、後遺障がいや入院等の給付もついております。今期の委員の皆様についても、一人一口の加入申込みをしたいと思います。</p> <p>掛金については、8月分の委員報酬より年額1,000円を引かせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>公務災害制度につきまして、以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたけれども、公務災害共済制度に関する件をお諮りいたします。この件について、御承認をいただけますでしょうか。(拍手)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、承認ということで決めます。</p> <p>続きまして事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>加藤喜三主任</p>	<p>続きまして失礼いたします。委員報酬について御説明いたします。委員報酬は、毎月21日に、当日が土曜・日曜・祝日の場合はその前日に、お知らせいただく口座に振り込みをいたします。</p> <p>現行の委員報酬月額を参考までに申し上げますと、会長が5万9,200円、会長代理が4万8,200円、一般委員の方が4万1,500円となっております。</p> <p>新任委員につきましては、お手元の給与口座申込用紙に御記入の上、ほかの書類と一緒に、7月28日までに返信用封筒にて事務局まで御提出をお願いいたします。</p> <p>次に、全国農業新聞の御購読について御説明いたします。この新聞は、農業委員会の全国系統組織の新聞でありまして、在任中は購読をお願いしております。購読料は年間8,400円で、毎月の報酬から700円ずつ引かせていただいておりますので、御了承いただきますようよ</p>

ろしくお願いいたします。新聞は週1回の発行で、御自宅の方へお送りいたします。

なお、この全国農業新聞は現在、系統組織を挙げての普及推進運動を展開する方針が示されており、松山市農業委員会といたしましても、愛媛県農業会議への積極的な取次ぎを図っているところであります。

委員方には、全国農業新聞の普及拡大について、ぜひ御理解をいただきまして、「農業委員会の組織・活動の理解者としての仲間づくり」に向けて、積極的な斡旋、普及推進、普及拡大を図っていただきますよう御協力をお願い申し上げます。

3点目、委員研修会につきまして御説明いたします。就任された全ての農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様を対象といたしまして、今後の事務処理を円滑に進めるための委員研修会を開催いたします。日時は8月4日、金曜日、午後2時30分から。場所は愛媛県水産会館6階大会議室にて行う予定です。本日委員の皆様のお手元に御案内状をお配りしておりますので、御確認の上、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配布物に関する追加の説明と、提出物の依頼をさせていただきます。

まず、御提出をお願いするものについてです。お手元に「農業委員の任命に伴う調査票等の提出について（依頼）」という文書がありますでしょうか。新任と再任の委員で共通して御提出いただくものが、「調査票」と「口座振替依頼書」です。「調査票」は、委員の皆様のご経歴等について愛媛県への報告が必要なことから、また、「口座振替依頼書」は、毎月の委員報酬の振り込みをするために必要なことから、それぞれ御記入ください。

また、新任の委員の方には「平成29年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」と、「マイナンバーの提供書」も合わせて提出の御案内をいたしております。

このうち扶養控除申告書につきましては、組織の役職員や会社員などで、主たる給与を受けている事業所に既に申告書を提出されている場合は、提出は不要です。

マイナンバーの提供につきましては、依頼文を添付しておりますので、そちらを御確認の上、御提供いただきますようお願いいたします。

	<p>以上、お願いしたものにつきましては、一緒に添えております返信用封筒にて、7月28日、金曜日を目途といたしまして、事務局までお送りください。</p> <p>その他、配布物につきましても、簡単に説明させていただきます。農業委員章・バッジと農業委員腕章につきましては、委員としての現場活動の際に着用するようお心掛けください。その際、「業務の手引き」と「農業委員手帳」、また、「平成28年度事務処理実績報告書」をあわせて御活用ください。</p> <p>また、現場活動や総会への出席など、委員としての活動をされた際は、「農業委員会活動記録簿」にその内容を必ず記録するようにしてください。現在の活動記録簿は2017年用ですので、来年1月になりましたら、また、事務局に御提出いただく予定になっております。</p> <p>以上、説明した物のうち「事務処理実績報告書」、「活動記録簿」、「手帳」、「農業委員章・バッジ」につきましては、再任の委員の方には既にお配りしていることから、本日は新任の委員の方にのみお配りしております。御了承ください。</p> <p>その他、本日、地区審査等の協議も終わりました、お帰りいただく際に、委員お一人様ずつ写真撮影をさせていただきたいと考えております。これは、農業委員証明書と農業委員会だよりへの掲載用とするものです。お帰りの際は、机の上の御自分の名札をお持ちの上、必ず出口近くの事務局職員にお声がけいただき、撮影を済まされてから御退室くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局からの説明並びに連絡事項等、お話がございました。ここで、皆様方から、これまでの間で、御意見や御質問がございましたら、御遠慮なしに申し出ていただけたらと思います。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>なければ、また直接、事務局の方へ連絡していただいて、いろいろ説明も聞いていただけたらと思います。</p>

	<p>それでは、以上で全て、議案の審議が終わりました。委員の皆様方の御協力をいただきまして、議事進行ができましたことを、厚くお礼を申し上げます。これで議長の仕事が解かさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)</p>
松木晶裕局長	<p>それでは、閉会に当たりまして、会長より御挨拶を申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>皆さん、本日はどうもありがとうございました。新しい松山市農業委員会のスタートということで、皆様方に本日御協力をいただきましたけれども、これからまた3年間続いてまいります。その間で、私も一所懸命やらせていただきますので、どうか皆様方よろしく願います。本日はどうもありがとうございました。(拍手)</p>
松木晶裕局長	<p>それでは、先ほど説明いたしました地区審査の件につきましては、閉会后、各地区担当が説明に向かいますので、この場にお残りくださいますようお願いをいたします。</p> <p>これもちまして、本日の総会は、閉会といたします。</p> <p>御起立ください。礼。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後3時53分閉会</p>